

## 厚生労働省補足説明資料



## 「社会保障給付費」の集計・公表等について

1. 社会保障給付費は、ILO が定めた基準に基づき社会保障給付やその財源を集計して公表するものであり、わが国における社会保障の全体規模や推移、国際比較を示すものとして広く活用されている。
2. 毎年度、国立社会保障・人口問題研究所において、社会保障各制度を担当する関係部署から決算データ等の提供を求めて集計作業を行い、その結果を秋頃に公表している。
3. 直近の公表資料は本日配布している「平成 21 年度社会保障給付費」（昨年 10 月 28 日に公表）となるが、その主な内容は以下の通りである。

## 【平成 21 年度社会保障給付費の概要】

- (1) 平成 21 年度の社会保障給付費は総額 99 兆 8,507 億円となり、前年度との比較では 6.1%増、国民所得に対する比率は 29.4%となった。
- (2) 部門別の構成割合では、医療が 30.9%、年金が 51.8%、福祉その他が 17.3%となり、前年度との比較ではそれぞれ 4.2%増、4.4%増、15.8%増となった。
- (3) 機能別分類の構成割合では、高齢が 49.9%、保健医療が 30.3%となり、この 2 つで全体の 8割を占めている。  
前年度との比較では、失業が 102.2%増、住宅が 17.7%増、生活保護その他が 14.5%増と大きな伸びを示した。
- (4) 平成 21 年度の社会保障財源は総額 121 兆 8,326 億円となり、前年度との比較では 20.0%増となった。  
項目別の構成割合では、社会保険料が 45.5%、公費負担が 32.2%、他の収入が 22.4%を占め、前年度との比較では、他の収入が 139.2%増と大きな伸びを示した。

※ ILO 基準に基づく諸外国データが 1996 年以降は更新されていないため、毎年度の公表資料では、上記内容のほかにも附録として「OECD 社会支出による国際比較」を掲載している。

→ OECD 基準に基づく社会支出は、ILO 基準に基づく集計に比べてその範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている。

→ 「平成 21 年度社会保障給付費」の附録では、OECD Social Expenditure Database 2010ed. に基づく 2007 年度データで、わが国の社会支出や諸外国との比較を整理している。

「社会保障費統計に関する研究会報告書」(平成 23 年 7 月)で提言された方向性について

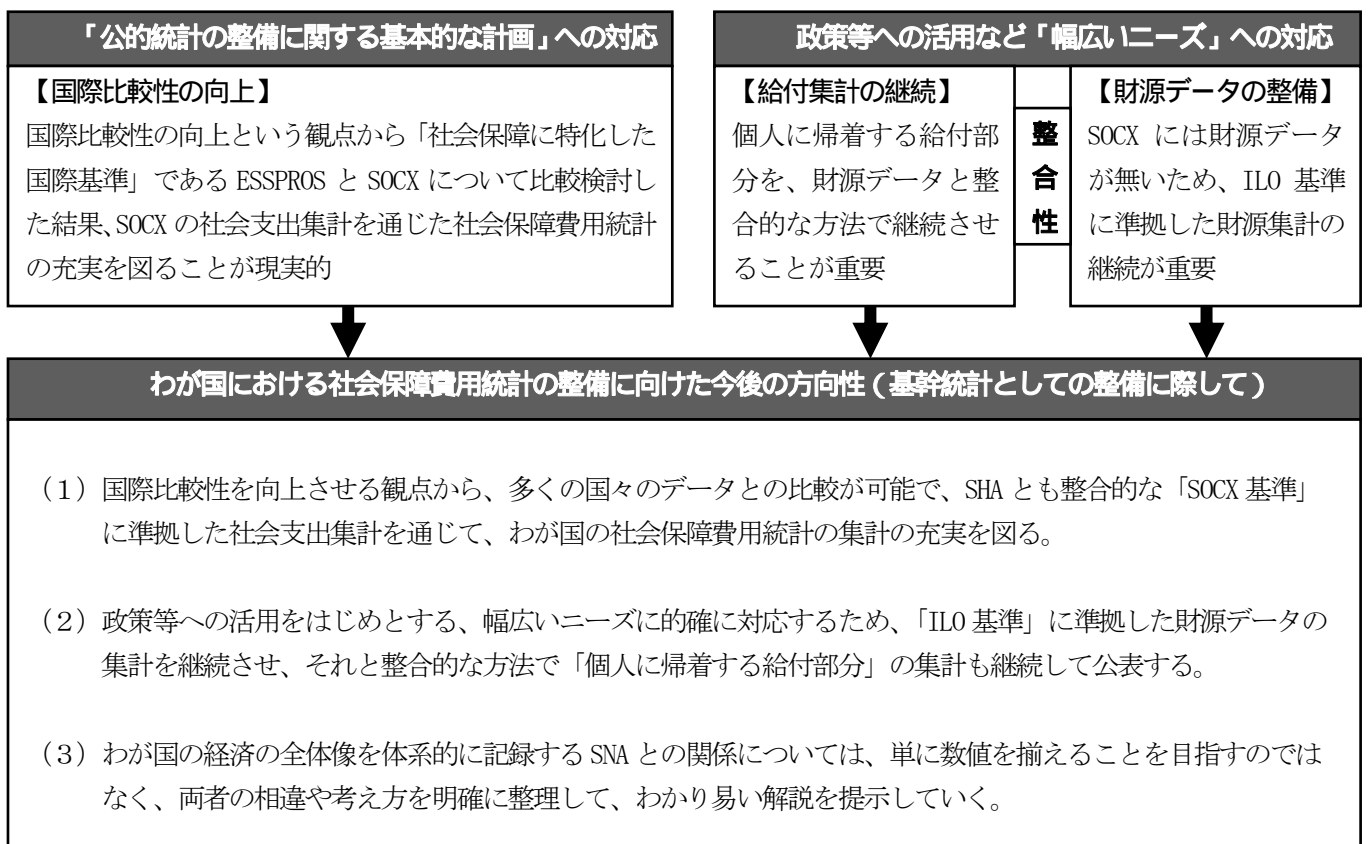
(1) 標記研究会は「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 21 年 3 月閣議決定)において定められた基幹統計としての整備に向けて必要な検討を行うため、国立社会保障・人口問題研究所において内外の有識者の参画を得て実施したものである。

【構成員】(五十音順、敬称略)〔このほか、厚生労働省及び内閣府経済社会総合研究所からオブザーバー参加〕

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| 岩本 康志 (東京大学大学院経済研究科教授) | 勝又 幸子 (社人研情報調査分析部長)      |
| 加藤 久和 (明治大学政治経済学部教授)   | 佐藤 格 (社人研社会保障基礎理論研究部研究員) |
| 竹沢 純子 (社人研企画部研究員)      | 永瀬 伸子 (お茶の水女子大学大学院教授)    |
| 西村 周三 (社人研所長)          | 東 修司 (社人研企画部長)           |
|                        | 松本 勝明 (社人研(前)政策研究調整官)    |

(2) 昨年 1 月から 6 月にかけて計 4 回にわたる開催を通じて、主として「①準拠すべき国際基準の在り方」や「②SNA との整合性の確保」などについて検討が行われた。

昨年 7 月 11 日にその成果が報告書として公表されているが、提言された基本的な方向性は概ね次の通りである。



※国立社会保障・人口問題研究所としては、引き続き、ESSPROS における財源集計の在り方をきめ細かく情報収集・調査研究することを通じて、わが国の社会保障費用統計に対する適用の可能性を追求していく。

## EUROSTAT - ESSPROS 及び OECD - SOCX に準拠した場合のメリット・デメリット比較

考慮すべき点	ESSPROS	SOCX
対象国の範囲 先進諸国(欧州、欧州以外)との国際比較可能性	× 欧州諸国のみ	OECD加盟国(欧州諸国のほかに、北米、オセアニア、アジアの国々も含む)
集計の範囲、分類 三層構造別(公的、義務的私的、任意私的)の表示	× 三層構造をカバーするが、一括表示	三層構造別の表示
「給付」と「その他支出」の分類	給付とその他支出は別表示	× 給付とその他支出は一括表示
制度別のブレイクダウンデータの有無	× ブレイクダウン無	ブレイクダウン有
財源データの国際比較可能性	財源データあり	× 財源データなし
SHAとの整合性	× Sickness, Health careが一体	OECD SHA一致
SNAとの整合性	整合性がはかられている	整合性がはかられている

社会保障給付費とSNA付表9・10の対応表 (2007年度)

・SNAでは、社会給付を付表9の「社会保障給付」「無基金雇用者社会給付」「社会扶助給付」としている。このため、公立及び私立の保育サービスはこれらに含まれない。また、厚生年金基金等や旧公共企業体職員業務災害のように、SNAでは「民間産業」に含まれるものがある。

・SNAの付表9では「社会保障基金」以外の公費負担制度（例：公的扶助）は社会扶助給付等として記録されるが、そのブレイクダウンは無い。

・SNAの付表10には「雇主の現実社会負担」と「雇用者の社会負担」、すなわち保険料負担の分が計上されるが、国や地方からの「社会保障基金」に対する公費負担部分、他制度からの移転が（一般政府内の移転として）計上されないため、財源構造の全体が把握できない。

給付	社会保障給付費	社会保障給付費に対応するSNAの項目	SNA(付表9)
社会保障給付費			1. 社会保障給付
政府管掌健康保険		1(1)a(a) 健康保険	(1) 特別会計
組合管掌健康保険		1(5) 組合管掌健康保険	a. 年金(除児童手当)
国民健康保険		1(2) 国民健康保険	(a) 健康保険
老人保健		1(3) 老人保健医療	(b) 厚生年金
介護保険		1(8) 介護保険	(c) 国民年金
厚生年金保険		1(1)a(b) 厚生年金	b. 労働保険
厚生年金基金等	厚生年金基金	除外：民間産業(年金基金)	(a) 労災保険
	石炭鉱業年金基金	除外：17年基準改定から社会保障基金	(b) 雇用保険
国民年金		1(1)a(c) 国民年金	c. 船員保険
農業者年金基金等	農業者年金基金	1(7) 基金	(a) 疾病給付
	国民年金基金	除外：民間産業(年金基金)	(b) 年金給付
船員保険		1(1)c 船員保険	(c) 失業給付
農林漁業団体職員共済組合		1(4)c その他	(2) 国民健康保険
私立学校教職員共済		1(4)c その他	(3) 老人保健医療
雇用保険		1(1)b(b) 雇用保険	(4) 共済組合
労働者災害補償保険		1(1)b(a) 労災保険	a. 国家公務員共済組合
児童手当		1(6) 児童手当	(a) 短期経理
国家公務員共済組合		1(4)a 国家公務員共済組合	(b) 長期経理
存続組合等		1(4)c その他	b. 地方公務員共済組合
地方公務員等共済組合	地方公務員共済組合	1(4)b 地方公務員共済組合	(a) 短期経理
	地方議会議員共済会	1(4)c その他	(b) 長期経理
旧令共済組合等		3 社会扶助給付	c. その他
国家公務員災害補償		2 無基金雇用者社会給付	(a) 短期経理
地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償	1(7) 基金	(b) 長期経理
	消防団員等公務災害補償	1(7) 基金	(5) 組合管掌健康保険
	国鉄清算事業団	除外：民間産業	(6) 児童手当
旧公共企業体職員業務災害	NTT		(7) 基金
	日本たばこ産業株式会社		(8) 介護保険
国家公務員恩給			2. 無基金雇用者社会給付
地方公務員恩給			うち公務災害補償
公衆衛生			3. 社会扶助給付
生活保護			うち恩給
社会福祉			
戦争犠牲者			

負担	社会保障給付費	社会保障給付費に対応するSNAの項目	SNA(付表10)
社会保障給付費			1. 特別会計
政府管掌健康保険		1(1)a 健康保険	(1) 年金(除児童手当)
組合管掌健康保険		4 組合管掌健康保険	a. 健康保険
国民健康保険		2 国民健康保険	b. 厚生年金
老人保健		除外：保険料収入なし	c. 国民年金
介護保険		7 介護保険	(2) 労働保険
厚生年金保険		1(1)b 厚生年金	a. 労災保険
厚生年金基金等	厚生年金基金	除外：民間産業(年金基金)	b. 雇用保険
	石炭鉱業年金基金	除外：17年基準改定から社会保障基金	(3) 船員保険
国民年金		1(1)c 国民年金	a. 疾病
農業者年金基金等	農業者年金基金	6 基金	b. 年金
	国民年金基金	除外：民間産業(年金基金)	c. 失業
船員保険		1(3) 船員保険	d. その他
農林漁業団体職員共済組合		3(3) その他	2. 国民健康保険
私立学校教職員共済		3(3) その他	3. 共済組合
雇用保険		1(2)b 雇用保険	(1) 国家公務員共済組合
労働者災害補償保険		1(2)a 労災保険	a. 短期経理
児童手当		5 児童手当	b. 長期経理
国家公務員共済組合		3(1) 国家公務員共済組合	(2) 地方公務員共済組合
存続組合等		3(3) その他	a. 短期経理
地方公務員等共済組合	地方公務員共済組合	3(2) 地方公務員共済組合	b. 長期経理
	地方議会議員共済会	3(3) その他	(3) その他
旧令共済組合等		項目ナシ	a. 短期経理
国家公務員災害補償		項目ナシ	b. 長期経理
地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償	6 基金	4. 組合管掌健康保険
	消防団員等公務災害補償	6 基金	5. 児童手当
	国鉄清算事業団	除外：民間産業	6. 基金
旧公共企業体職員業務災害	NTT		7. 介護保険
	日本たばこ産業株式会社		
国家公務員恩給			
地方公務員恩給			
公衆衛生			
生活保護			
社会福祉			
戦争犠牲者			